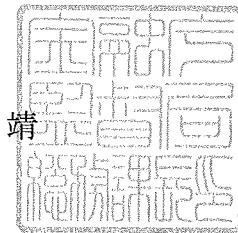


金監第1420号
平成24年6月8日

(社)日本損害保険代理業協会
会長 岡部 繁樹 殿

金融庁監督局総務課長
長谷川 靖



「夏季の省エネルギー対策について」の周知・広報について

標記の件について、別紙のとおり内閣府政策統括官（共生社会政策担当）より協力要請依頼がありました。

貴法人におかれましては、「夏季の省エネルギー対策について」の周知・広報についてご協力くださいますようお願い致します。

また、貴下会員に対し、ご周知くださいますようよろしくお取り計らい願います。

府政共生第357号
平成24年5月18日

金融庁総務企画局長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
(公印省略)

夏季の省エネルギー対策について（通知）

標記の件につき、「省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議」において、別紙のとおり決定されましたので、通知します。

つきましては、夏季の省エネルギー対策の推進に一層の御努力をいただくとともに、貴省庁等管下の政府関係機関、関係団体及び関係業界、地方公共団体等においても、協力方御配慮いただくよう併せてよろしくお願ひいたします。

連絡先
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（総合調整第1担当）付
八重樫
TEL 03-3581-9279
E-mail reo.yaegashi@cao.go.jp

夏季の省エネルギー対策について

平成24年5月18日
省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

昨年3月11日に発生した東日本大震災は我が国に未曾有の被害をもたらした。大規模地震と津波に、東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なることにより、その被害が東日本の広域に及んだことはもとより、我が国全体の産業・経済・社会に対し、依然として深刻な影響を及ぼしている。

東日本大震災を契機とする電力供給不足に対し、昨夏には「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日電力需給緊急対策本部)及び「西日本5社の今夏の電力需給対策について」(平成23年7月20日電力需給に関する検討会合)、昨冬には「今冬の電力需給対策について」(平成23年11月1日電力需給に関する検討会合)がそれぞれとりまとめられ、夏は東北電力、東京電力及び関西電力管内、冬は関西電力及び九州電力管内において、節電目標を示して節電を要請し、事業者、家庭がそれぞれ節電に取り組んだところである。

今夏についても、電力需給の厳しい状況が続くことが見込まれるため、本年5月18日、電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合において、「今夏の電力需給対策について」が決定されたところであり、これを踏まえ、事業者、家庭及び政府において、電力需給対策に積極的に取り組む必要がある。

他方、省エネルギーについては、持続的な取組もまた重要である。オイルショック以降、エネルギー消費量が大幅に増加した民生部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化し、国民生活全般に対して大きな影響を与えるようになっている。さらに、世界は地球温暖化という共通の脅威に直面しており、この解決に向けて長期間の国際的な取組が必要である。

従来より、本会議においては、エネルギーの需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギーの重要性を確認し、取組を浸透させるため、省エネルギー対策を決定し、政府自らの取組を確認するとともに、各方面に省エネルギーへの取組を呼び掛けてきた。今夏については、上述のとおり電力需給対策に優先的に取り組む必要が高く、また、省エネルギー対策においても、電力のピークカット、ピークシフトの考え方を含めて把握していくことが適切であることから、電力需給対策として決定される事項については重複を避けつつも、電力需給対策と一体となる形で、省エネルギー対策を決定することにより、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進することとする。

I. 産業界等に対する周知及び協力要請

以下に掲げる事項について、産業界等（関係団体、関係業界、地方公共団体及びN P O等）に対し、事業者及び家庭等に省エネルギー・節電の呼びかけを行うよう、協力を要請する。

また、本年5月18日の電力需給に関する検討会合及びエネルギー・環境会議の合同会合が決定した「今夏の電力需給対策について」において提示された「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」及び「夏季の節電メニュー（ご家庭の皆様）」に沿った取組を行うことが重要であり、これらが省エネルギーの取組と一体となるものとして推進されるよう、これらについて併せて協力を要請する。

その際、熱中症等に留意し、無理のない範囲で省エネルギー・節電に取り組むべき旨を併せて周知する。

1. 工場・事業場関係について

① 工場・事業場における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の適切な運用に努めるとともに、一層の省エネルギーを進めるため、以下に掲げることを実施すること。

なお、省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページを参照すること。

事業者全体としての管理体制の整備、責任者の配置及び省エネ目標に関する取組方針等の策定を通じて、省エネルギーを推進すること。

省エネ法の判断基準に基づく設備の管理標準の策定・実施など、適切なエネルギー管理を実施すること。

[参照]平成20年度改正省エネ法（工場等に係る措置）について

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

② 自主的な省エネルギーへの取組の推進

一般社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあっては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー機器・設備の導入及び設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

同計画の対象外の者においても、自主的・計画的に省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。

2. ビル・住宅関係について

① 住宅・ビル等の省エネルギー対応

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの的確な設計及び施工を行うこと。

積極的なエコ住宅の新築や断熱改修などのエコリフォームに努めること。エネルギー使用機器を最適に制御するため、エネルギー管理システム（BEMS・HEMS）の導入に努めること。

ビル等においては、省エネ診断やESCO診断等を活用し、より高効率な設備・機器の導入や適切な運転方法の見直し等により、省エネルギー化を進めること。

② エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入

家電機器、OA機器等の購入に当たっては、国際エネルギーestarロゴの表示や、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、より省エネルギー性能の高い機器を選択すること。

特に、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明の購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性能表示に留意し、省エネルギー性能の高い製品を選択すること。

消費者による上記取組を促すため、エネルギー消費機器の製造・輸入事業者・小売事業者は、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについてきめ細かな情報提供に努めること。

必要に応じて、省エネ家電普及促進フォーラムの活動、省エネ家電普及促進キャンペーン（平成24年6月8日から平成24年8月5日まで）を活用し、キャンペーン期間中における積極的な省エネ家電・省エネランプ等の選択・購入に努めること。

3. 運輸関係について

① 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

貨物（旅客）輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

② 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り鉄道、バス等の公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

③ エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

④ エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ（ふんわりアクセル、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（ITSスポットサービスの活用等）等とともに、自動車の利用ができる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

4. その他

① ISO 50001の導入検討

P D C Aサイクルによるエネルギー効率の継続的向上等を達成するため、エネルギー管理システム規格（ISO 50001）の導入を検討すること。

② 省エネルギーに資する事業活動の合理化及び従業員等の意識向上

事業者等においては、事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

従業員等に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・シンポジウム等へ参加する機会を提供するよう努めること。

③ 地域における各機関の連携等

地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。

II. 政府としての取組

政府としては、自らが率先して一層の省エネルギーを進める観点から、「省エネルギー・国民運動の強化について」（平成19年11月29日、省エネルギー・省資源対策推進会議決定）に基づき各種取組において、関係府省庁間の連携強化に努めつつ、以下に